

いじめ防止基本方針

今治明德高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

近年いじめ問題は大きな社会現象として話題になっている。その多くが生徒の将来を担う学校で起こっている事実を踏まえ、いじめはどこの学校でも起こりうることを前提として取り組まなければならない。いじめ問題の対応は学校として喫緊の大きな課題である。

そこで、生徒達が不安無く安心・安全に充実した高校生活を送れるように、いじめ防止に向け、日常の指導体制を組織化し、いじめの未然防止（予防）を図りながら、いじめの早期発見に努めるとともにいじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じるものをいう。

3 いじめの予防

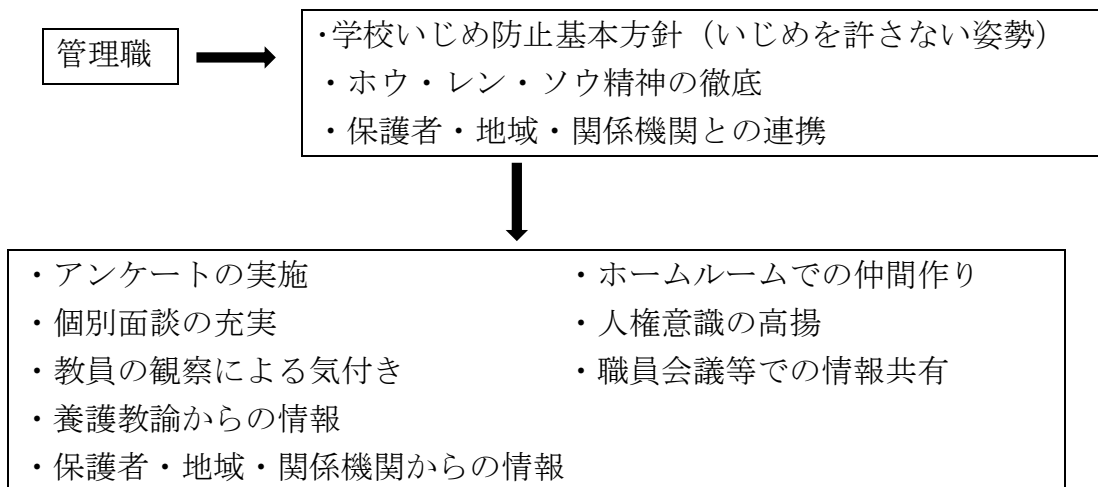
いじめ問題への対応では、予防することが重要である。学校においては教育活動全般を通して規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることがいじめの予防に深く関連している。

- 学業指導の充実 ・ 特別活動、道徳教育の充実 ・ 人権教育の充実
- 教育相談の充実 ・ 情報教育の充実 ・ 保護者・地域との連携

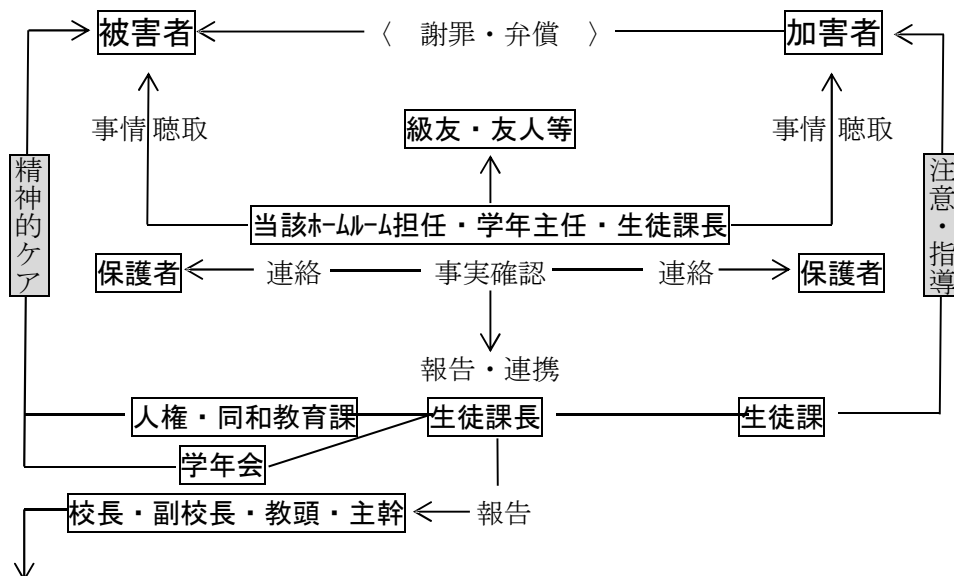
4 いじめの早期発見と対応

いじめ問題を解決するための最も重要なポイントは早期発見・早期対応である。小さなサインの発見や定期的アンケートの実施、情報の共有等で早期発見に努める。もし、いじめが発生した場合は被害生徒、加害生徒だけでなく傍観者に対しての対応や指導を適切に行う。また保護者や関係機関にも速やかに連絡して理解と協力を得て、問題解決を図る。

1 日常の指導体制（予防・早期発見）



2 いじめ問題等発生時の対応



- 【対応協議】
- 「校内いじめ問題対策委員会」招集・・・事件概要報告及び対応協議
 - 「人権・同和教育課」「学年会」・・・被害生徒ケア方法協議
 - 「生徒課会」・・・加害生徒指導方法審議
 - 「職員会議」・・・事件概要報告及び対策案
 - ホームルーム活動・学年集会・全校集会の実施

【留意事項】

- 1 暴行・器物破損の場合は、加害生徒の保護者同伴の上、被害生徒への謝罪と弁償を行う。
- 2 加害生徒の指導にとどまらず、傍観者の指導も合わせて行う。
- 3 他校生や外部の人間が関係した場合は当該学校や警察署との連携及び対応。
- 4 マスコミへの対応は窓口を一本化する。